

海洋状況把握（MDA）に関するプロジェクトチーム （PT）中間報告

1. 本 PT の目的・趣旨

MDA（Maritime Domain Awareness）に関する情報については、我が国周辺海域においては、防衛・法執行・漁業取締・海上安全などに関わる海洋情報を、原則的に各省庁が各々の目的に沿って把握・収集している。

MDA に関する情報の国際的な共有については、各国で船舶情報の集約・共有を行うオペレーショナルな機関が設置されており、海上犯罪・不法漁業・不法移民などの船舶情報が共有されている。我が国に対する脅威・リスクの早期察知のためには、同盟国・友好国との MDA のネットワーク化を推進していく必要がある、今後さらなる協力や連携が期待されている。

一方、我が国周辺海域においては、上述のとおり、防衛・法執行・漁業取締・海上安全などに関わる海洋情報は、原則的に各省庁が各々の目的に沿って把握・収集しているところ、我が国の広大な管轄海域全ての状況を十分に把握することは容易ではなく、外国漁船等による違法操業、漂流・漂着、我が国海洋インフラの破壊等の不法行為、外国調査船による違法な海洋調査活動等の状況把握をさらに強化していく必要がある。

こうした問題点を解決するため、本 PT では我が国として海洋の安全保障に係る情報の政府内共有及び国際連携を担う MDA の体制と取り扱う情報などについて、我が国の国情に照らして適切なあり方を検討し、海洋の安全保障に資することを目的とする。

なお、本 PT では幅広い MDA 関連情報のうち、我が国の海洋における脅威・リスクの早期察知に資する船舶動静に関連する情報（AIS／衛星 AIS 情報、レーダ、光学画像などを情報源とするもの）の集約・共有について議論する。

2. 主な検討テーマ

（1）現在の問題の特定

- ・政府として状況を把握すべき主体の明確化
- ・事例研究

（2）より効率的かつ効果的な海洋情報の集約・共有体制の在り方

- ・より効率的な海洋情報の収集及び調達のあり方
- ・政府内における海洋情報の集約・共有体制のあり方
- ・国際的な海洋情報の共有のあり方

3. 現在の検討状況（令和元年12月19日現在）

(1) 令和元年11月11日（月）に開催した第1回PTでは、「我が国周辺海域における取組の現状」として、内閣官房国家安全保障局から我が国のMDAの取組みに関する全般的な説明を受けた上で、海上保安庁および防衛省から現状の法執行あるいは警戒監視などについて説明を受けた。

(2) 同年12月9日（月）に開催した第2回PTでは、冒頭で第1回PTのレビュー及び補足を行い、船舶動静情報とその秘匿度、ならびに船舶動静情報が海洋の安全保障におけるどの領域に寄与するのか、という点について整理した。

その後、水産庁から漁業取締体制などについて、引き続き内閣官房副長官補（事態対処・危機管理）付（事態室）から任務に要する船舶動静情報について説明を受け、課題の抽出を行った。また、海洋の可視化の更なる向上に向けた将来構想について、防衛装備庁から見通し外レーダ（OTHレーダ）とAIによるAIS情報の分析に関する研究について説明を受けた。

（※over the horizon：超水平線＝見通し外）

4. 構成員

(1) 参与

杉本参与（主査）、兼原参与、佐藤参与、高島参与、前田参与、水本参与

(2) 有識者

- ・池田 徳宏（元海上自衛隊呉地方総監）
- ・中島 敏（前海上保安庁長官）

(3) 関係府省庁

内閣官房（国家安全保障局、事態室）、内閣府（総合海洋政策推進事務局）、外務省、海上保安庁、防衛省、水産庁その他MDA関係府省庁

5. スケジュール

(1) 第1回PT（令和元年11月11日開催）我が国周辺海域における取組（現状）

(2) 第2回PT（令和元年12月9日開催）我が国周辺海域における取組（将来構想を含む）

(3) 第3回PT（令和2年1月21日開催予定）我が国の重要なシーレーンにおける取組

(4) 第4回PT（令和2年2月21日開催予定）追加の議論、意見書素案の検討

(5) 第5回PT（令和2年3月6日開催予定）意見書案の検討

